

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

今号の記事

■ 特集 日本語による日本法教育

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑郁 …… 2頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 宮島良子 …… 4頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 宮田晶子 …… 5頁
TMI総合法律事務所ハノイオフィス パラリーガル グエン・トゥ・フエン …… 6頁
名古屋大学大学院法学研究科博士課程前期課程1年 レ・ドゥック・ソン …… 7頁

■ TOPICS

- ASEAN共同体を考える …… 8頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授 コンテイリ
JETRO共催セミナー「ベトナム・カンボジア ビジネス法セミナー」の開催 …… 9頁
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 杉田昌平
ソウル大学との学術交流協定締結とアジア法の将来 …… 10頁
名古屋大学法政国際教育協力研究副センター長 國分典子

ベトナム最高人民検察院レ・フー・テー副院長講演会開催
名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師 牧野絵美

■ アジア法・法整備支援研究の最前線 …… 11頁

ミャンマーにおける法整備支援の経験
福岡高等検察庁検事(元JICAミャンマー長期専門家) 國井 弘樹

Future of Competition Law in ASEAN …… 14頁
: The Role of The ASEAN Regional Guidelines on Competition Policy
タイ・チュラロンコン大学法学部教授 サクダ・タニトクル

■ Newインドネシア便り …… 16頁

名古屋大学大学院法学研究科特任講師 新地真之

■ センター長便り …… 18頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑郁

■ 行事など …… 19頁

No.37

2016.9.30

日本語による日本法教育

アジアにおける「日本語による日本法教育」の実績と課題



名古屋大学
法政国際協力研究
センター長
小畑 郁

名古屋大学大学院法学研究科がCALEとともに展開してきた、日本法教育研究センター（CJLEs）は、2005年のウズベキスタンを皮切りに、2006年モンゴル、2007年ベトナム（ハノイ）、2008年カンボジアと設置してきました。さらに、2012年にはホーチミン市、2013年にはミャンマー、2014年にはラオスとインドネシアにと、計7か国に8つのセンターが展開しています。

CJLEsの目玉は、なんといっても上記8つのセンターのうち6つ（ミャンマーとインドネシアを除く）で「日本語による日本法教育」を行っていることです。2016

年6月現在、CJLEs在籍学生数約350人であり、名古屋大学での博士号取得者3名、修士号取得者31名（大学院在籍者29名）に達しています。少なくともアジアの学生を対象とする法学教育プログラムとしては、最長で11年間の実績としては、極めて稀な成功例というべきでしょう。

「日本語による日本法教育」では、日本語ゼロの法学部1年生の教育からはじめ、日本語プロパーだけでなく日本語による法学の教育も徐々に増やし、4年（モンゴルのみ5年）で日本の大学の大学院法学研究科の日本語プログラムに入るだけの実力を身につけるようにする、というのが、形式的な目標です。このような目標で、設立当初相談した日本語の先生方は、＜理論的にも経験上も無理だからやめておいた方がよい＞とアドバイスされたそうです。しかし、学生たちやCJLEsの教育に携われた多くの先生方の努力と情熱に恵まれ、センターの学生は、法学の専門分野だけでなく日本語の面でも、表にみるように大きな成果をあげてきました。

表 日本法教育研究センター学生による日本語スピーチコンテスト実績一覧

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
ウズベキスタン	優勝	1位、4位				優勝*3	1位、3位 1位*4 3位*4		N/A
モンゴル				1位、3位	1～3位 独占		2位、3位 1位、2位 特別	3回とも優勝	N/A
ベトナム(ハノイ)							1位 特別*5	優勝 特別*6 秀賞*7	優勝 全員受賞
カンボジア	—	1位*1 2位*2	優勝 4位、5位	1位*2 2位*2		2位	2位、3位 1位、2位 特別		優勝*2 3位*1
ホーチミン市	—	—	—	—	N/A				N/A
ラオス	—	—	—	—	—	—	N/A		優勝 (朗読部門)

*1 日本渡航経験ありの部
*2 日本渡航経験なしの部
*3 モスクワ国際学生日本語弁論大会
*4 中央アジア日本語弁論大会
*5 富士吉原ライオンズクラブ賞
*6 キヤノン特別賞
*7 法政大学ベトナム事務所開所記念スピーチコンテスト
センターホームページで確認できる実績のみ記載。なお、これ以外にも漢字コンテストなどの実績もある



日本語を学びながら法学を学ぶ

なぜ、設立当初の専門化の「助言」を裏切って、センターの日本語教育が成功してきたのか、ということとは、日本語の専門家ではない私が答えるべき問いではないかもしれません。しかし、この問いについて、日本語の専門家の皆さんとお話しているのは、CJLsにおける日本語教育は、結果的には、最近注目されている「内容言語統合型学習法CLIL」の一つで、これが高等教育段階ではじめて日本語に触れる人には適格的であった、ということです。

このように、CJLsの日本語教育は大きな成果を挙げてきました。しかし、私の眼からみると、法学教育の方では、まだまだ改善の余地があります。

CJLsが設置されているのは、それぞれ各国のトップの法学部ですが、現地の法学教育は、裁判の役割が限定されていること、法解釈というもの余剰がほとんど認められていないこともあり、日本の法学教育とはかなり異なっており、暗記式の勉強が主流となっています。このような中で、CJLsにおいては、日本の大学院に接続できるような法学の基礎教育が提供されるのですが、教師が教えたり教科書に書いてあったりするものを超えて、どのように自力で考える力を身につけさせることができるか、というのは、各地の法学講師の共通の悩みです。

さらにいえば、このような困難をつうじて、どうして日本と現地の法学教育の違いが、どのような法の（再生産）構造の違いから生じているのか、をも考えることができる学生を育てたいと考えています。単に「現地法は間違ってい

て日本法の方が正しい」という答えでは、現地の社会・文化に根づく法制度を設計する法律家となることはできません。そのためには、現在でも提供されている「日本史・公民」や比較法としての日本法という観点をさらに充実させる必要があります。

他方、私たちが活動している多くのアジア諸国では、民法や憲法という基本法の知識・能力のみならず、会社法、経済法、労働法といった専門的な法学の知識・能力も要求されています。基本法の教育をきちんとしながら、現地のニーズに応じて専門的な教育をどのように織り込んでいくことができるでしょうか。実際には、CJLsの修了生のうち日本に留学することのできる学生は、ごく少数にとどまっています。日本に（ただちには）留学しない学生の出口をどう考えるか、という問題とともに、何を法学教育の中に内容上盛り込んでいくか、ということを実際に検討すべき時期にきているように思います。

こうした課題を、日本語教育論および法学の研究者・実務家とともに考え、解決の方向性を見つけ出すこと、これがCJLsの次の10年間の発展方向となるでしょう。CJLsに対する多くの方々からの、これまで以上のご支援・ご理解を賜れば幸いです。



本年度の夏季セミナーの様子

日本法教育研究センターにおける内容言語統合型学習 —研究のタネの宝庫—

名古屋大学 大学院法学研究科
特任講師
宮島 良子

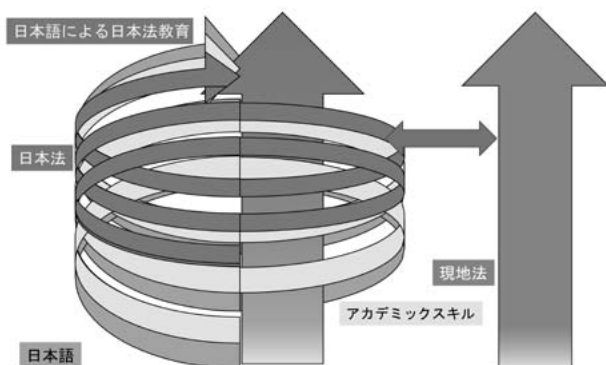
■ CJLとCLIL

2016年3月のアジア法交流館落成記念シンポジウムの趣旨説明の中で、日本法教育研究センター（以下CJL）では、内容言語統合型学習（Content and Language Integrated Learning、以下CLIL）的な教育が行われていると説明した。CJLの学生たちは、日本法という内容を日本語で理解するために、CLILにおいて重要な4つのC（Content（内容）、Communication（言語）、Cognition（認知・思考）、Community（協学）を骨子とした教育プログラムのもと、学んでいる。（図1）

このような教育プログラムは設立当初からCLILを意識して取り入れられていたわけではなく、CJLの教育目標を達成するために何が必要であるか、どうしたら実現できるのかを考え、「現場を知り、関係者を巻き込み、アイデアを具体的に可視化する」というサイクルを繰り返す、デザイン思考のアプローチで、草創期の日本語教員たちを中心に試行錯誤する中で辿り着いた結果であり、過程である。

■ CJLのCLIL

CJLは、CLIL研究にとって理想的な環境にあると言



（図1）CJLの教育のイメージ

える。それは、単発の授業やいくつかの限られた科目だけではなく、学部4年間を通したカリキュラム全体がCLIL的なものとなっているからである。

CLILには、「目的」によるsoftかhardか、「頻度・回数」によるLightかHeavyか、「比率」によるpartialかTotalか、「使用言語」によるBilingualかMonolingualかなどの区別があるが、CJLは、hard、Heavy、TotalのCLILである。BilingualかMonolingualかについては、学年、科目や担当者などによって、そのグラデーションは異なる。また、暗記・理解・応用という低次思考スキルから分析・評価・創造という高次思考スキルまで養成することが想定されているが、これもCJLで養成しなければならないスキルと合致している。CLILは日本語教育、法学教育、法教育を行わなければならないCJLに適した学習理論であるのではないだろうか。

■ CJLは研究のタネの宝庫

CLIL研究は、欧州での英語教育を中心に発達してきたものであるが、近年、日本語教育の世界においても注目されてきている。CLILでは、教育プログラムのデザインの段階から、実際の授業活動、コミュニティ形成に至るまで、内容の専門家との緊密な連携が非常に重要であると指摘されている。

さらに、アジア諸国にあるCJLでは、多センター間比較という横軸と、学部4年間や修士課程、博士課程進学後の学生まで追跡調査することのできる経年比較の縦軸の両方を行うことのできる環境にもある。この点からもCJLは研究のタネの宝庫であり、どのタネを植え、水をやり、花を咲かせればよいのか迷うほどである。日本において、CLIL研究はまだ始まったばかりであるといえ、その中でもまずは法学という言語を重視する学問において日本語によるCLILをどう進めるかといった研究は、社会科学、人文科学の分野を社会実装させるのに非常に意味のあることである。

法学と日本語の学習を対象としたCLILについて、今後、研究を発展させる、大きな一翼をCJLは担っている。

日本法教育研究センターにおける法学教育の比較法研究的視点からの気づき

名古屋大学 大学院法学研究科
特任講師（カンボジア法学担当）

宮田 晶子

■はじめに

2015年4月にカンボジアへ赴任し、同国大学生に日本法を教えて早1年。「さぞ大変であろう」とよく言われるが、知的好奇心が刺激され、兎にも角にも面白い。本稿では、カンボジアでの当職の教育内容と面白さの一端をご紹介します。

■カンボジアセンターでの教育内容

現在、当センターでは、研究者・実務家養成の法整備支援事業の一環として、(1)2年次より法学に不可欠な「考える力」を養うためのロジカルシンキング講座、(2)3年次より日本法システム、憲法・民法を中心とした日本法講座、(3)多分野にわたる同国の法律問題についての学年論文・研究計画の執筆指導、(4)日本法に基づく模擬裁判を現地語で行う「カ・日模擬裁判比較研究会」を行っている。

■法学研究から見た面白さ

法学研究から見た面白さとは、「こんなところに!」「なるほど、そういう見方もある!」といった「気づき」の面白さである。

(1) 論理性の顕現の違いの気づき

「なぜこれほど論理的でないのか」学生指導でいつも吐露する言葉である。概ね大学までに十分な教育を受けていないことが原因であると思われるが、パートナー大学で評価の高い卒業論文ですら同じ非論理的構造が見られる。そこで、文化・言語学的、カンボジア法学的なアウトプットが日本のそれと異なることから、「非論理的」に見えるのではないかと、すなわち、現実に顕在化する論理性が異なるのではないかとこの仮説を抱き始めた。



授業風景

この仮説への気づきは、異文化における法学教育論や法整備支援の方法に、一石を投じるものであり非常に面白い。

(2) 比較法学的視点からの気づき

「外国法を知らぬ者は、自国法を知らない者である」。比較法研究の意義を解くにあたりしばしば引用されるゼッケルの言葉だ。比較法研究を通じて得られる自国法の長所・短所の顕在化、視野の拡大、固定概念からの解放、これらの過程を経ずして自国法を理解したとは言えないという意味である。つまり、一般的に比較法研究の目的は、「自国法の理解・その深化」から発している。

他方、外国人への日本法教育にあたり同様の比較法研究の過程を踏むが、その目的は、学生の自国法である「外国法の理解・その深化」である。

カンボジア法制度の理解、問題解決のための1つのツールとして日本法を使うにすぎない。

この発想の出発点・力点の転換への気づきは、自国法を単なる外国法1つとして客観視し、自国法への執着・こだわりを捨てさせる。専門化しつつあった当職にとって自国法を横目で一步ひいてみることに繋がり、新たな発見があり面白い。

■おわりに

センターでの法学教育は、書きつくせないほどの「気づき」の毎日である。当職は法学教育に携わっているが、むしろ教えられているのだと日々痛感している。センターでの法学教育は、まさに法学的示唆の宝庫である。これらの法学的気づきを在職中にまとめ何らかの形で公表できるようにしたい。



イベント後の風景

日系企業への法的な支援に挑戦



TMI総合法律事務所
ハノイオフィス
パラリーガル
グエン・トゥ・フエン

■はじめに

私は2007年に、ベトナム（ハノイ）日本法教育研究センターに入学し、日本語をアイウエオから、日本及び日本法を基本的な知識から身に付けた。卒業後、2011年から2013年までは文部科学省の奨学金をいただき、名古屋大学大学院法学研究科博士課程前期課程へ留学し、民法及び消費者法を専攻分野として研究した。現在、TMIという日本の総合法律事務所のハノイオフィスでパラリーガルとして働いている。

■日系企業のクライアントに日本語で対応できる弁護士を目指して

大学入学当時、まだ日系企業がなかった小都市から首都に引越したばかりの私は、将来日本語で日本関係の仕事をするとは思っていなかった。日本法教育研究センターが設立された2007年のベトナムWTO加盟を契機とし、日本企業をはじめベトナム進出が急増してきた。センターで勉強している間、ベトナムにおける日系企業の発展を実感し、企業や研究者の日本人とお会いする機会がたくさんあり、日本人と働きたいと思うようになった。留学中、TMIの名古屋オフィスを訪問し、テレビ会議でハノイオフィスに接続し、現在の仕事との縁が結ばれた。

近年、日系企業への法的なサポートの必要性が高まってきている。一方、英語で対応できるベトナム人弁護士は現在少なくないが、日本語ができる法律分野の人材はまだ稀である。



TMI総合法律事務所 ハノイオフィス



名古屋大学 卒業式

日本語で対応することは、日系企業・日本人の考え方を把握したうえでその観点から問題意識をもち、説得力がある成果を提供できる点に意義があると思う。

■知識及び経験を活かして

日本法センターでは、メールの書き方やビジネスマナーを勉強し、インターンの機会も得たおかげで、TMIに入社後すぐ仕事に慣れることができた。最初は、翻訳・通訳、会社法・投資法・労働法などの分野の研究が多く、そのような作業から法的知識を補足し、弁護士としての働き方を学ぶこともできた。現在、ベトナム人弁護士のサポート以外、労働法を中心にクライアントからの相談、法的なレビューなどの依頼も担当している。また、クライアントとの面談や日本人弁護士とベトナム人弁護士との間の打合せで懸け橋としてお互いの理解を深めるという日本語パラリーガルの役割も果たせるよう努力している。修士の専攻分野であった消費者法は、触れる機会があまりないが、日本法教育研究センター及び名古屋大学で得た日本法の基本知識や、法的問題のアプローチ、分析や理論と実務の関連性についての認識が仕事で大変役に立った。

去年、帰国してからちょうど2年経ち、TMI設立25周年記念旅行で、愛している名古屋に戻る機会があり、嬉しく思いながら自分の一步の成長も感じた。クライアントに本格的に対応できる弁護士になるための道は先が長い、一步一步自分で選んだ道を進み、日本語能力を高め、経験を積み、将来は日系企業のベトナムへの進出・営業が円滑になるよう少しでも役立てればと思う。

■ モンゴルセンター学生が熊本地震に義援金を寄付

2016年4月に発生した熊本地震を受けて、日本法教育研究センター（モンゴル）2年生（当時）の学生が中心となり、募金活動を実施した。2016年5月10日、5年生（当時）の学生2名が清水武則・在モンゴル日本国大使を訪問し、義援金192,220トウグルク（約1万円）を寄付した。清水大使は、大分県出身であり、学生が自ら被災者を案じて行動を起こしたことがすばらしいと、称賛の意を述べられた。



清水大使（右から2番目）とともに

名古屋大学大学院 法学研究科博士課程
前期課程1年
レ・ドゥック・ソン

■ 十六銀行奨学生がインターンシップに参加

私は、ベトナム・ハノイ法科大学内にある名古屋大学日本法教育研究センターの5期生として修了した後、十六銀行の「じゅうろくアジア留学生奨学金」の2期生として2015年10月から名古屋大学大学院法学研究科に留学している。十六銀行は、2014年度から名古屋大学大学院法学研究科と協力して、日本語で勉強する外国人の留学生に対する奨学金を設立した。この奨学金は、国費奨学金の留学生以外の外国人学生に非常に大きな援助を提供していると考えられる。授業料や生活費等の負担を軽減することができるほか、奨学生は様々な交流の機会に参加できる。私は、今年8月中旬にインターンシップに参加し、多くの貴重な体験をした。

インターンシップでは、海外サポート部に配属された。十六銀行は、岐阜県を中心とする東海三県の企業が海外に進出する際、海外の投資情報の提供や融資のサ

■ 馳文部科学大臣がハノイセンターを視察

2016年5月3日、馳浩文部科学大臣（当時）が、アジアサテライトキャンパス学院および日本法教育研究センター（ハノイ）を視察された。馳大臣は、以前より、日本法教育研究センターが行う日本語教育を「名古屋大学方式」と高く評価されてきた。アジアサテライトキャンパス学院学生等との懇談後、ハノイセンターにて学生と意見交換をされ、謙譲語と敬語の使い方が難しいとの学生からの質問に、以前に国語の教師であった馳大臣からは日本語教育の観点から専門的な回答がなされた。馳大臣は、名古屋大学の活動を高く評価するとともに、育成された学生たちの今後の活躍への期待を述べられた。翌々日に誕生日を迎えられる馳大臣には、学生よりお祝いの色紙が贈呈され、誕生日の歌を斉唱し祝福した。



学生から誕生日祝い色紙を受け取り記念撮影をする馳大臣（当時）

ポート等の様々な作業をこの部が担当している。インターンシップにおいて、外国人留学生の私は、日本の銀行を含む日本企業のビジネスマナーを実際に体験することができ、十六銀行の海外サポートの活動についても知ることができた。その他、私も集計に関する複数の簡単な作業を自分で行い、直接業務に触れることができた。

留学の初めからいつも支援して頂いている奨学生として、私は村瀬幸雄頭取をはじめ、十六銀行の方々に心より感謝の気持を表したいと思う。この奨学金は、将来も多くの留学生に貴重な機会を続けて設けていただけよう期待している。



じゅうろくアジア留学生奨学金授与式

ASEAN共同体を考える

—インドネシアへの出張を契機に—



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター
准教授
コン・テイリ

ASEAN共同体は昨年12月31日正式に発足された。6億以上の人口を持つ、10カ国に構成されるこの地域が一つの共同体に移行することにより新たな地域経済・法秩序が生まれてくると期待される。これに合わせるために各加盟国における法改正はどのように展開されるか。今後の地域統合の進み方はどのように変化していくか。ASEANについて法学的な研究の現状と今後の課題を理解するために、5月上旬にインドネシアへ出張し、第1回調査を行った。1日の短い調査期間だったが、午前中の調査を私一人で行い、午後は小畑CALEセンター長と新地インドネシア・日本法教育研究センター特任講師と3人により行った。午前にはインドネシア最高裁判所の建物内に設置されているSUSTAINプロジェクトの事務所、午後には駐ジャカルタ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）及びアセアン本部に訪問した。本稿にはこれらの訪問先で行った聞き取り調査や意見交換の内容を整理し、全体に対する印象と私見を述べたいと思う。

(1)SUSTAINプロジェクト事務所への訪問

SUSTAINとは、インドネシアの司法セクター改革を助成する法整備支援プロジェクトの一つである。欧州連合がプロジェクトの運営に出資し、UNDPとインドネシア共和国最高裁判所がその実施機関である。Gilles Blanchi氏と直接話すことができた。同氏は、長年東南アジア（主に、カンボジア、ベトナム、インドネシア）で司法改革支援に関わり、現在SUSTAINのプロジェクトアドバイザーとして勤めている。プロジェクトは2014年に発足され、5年後の2019年に終了する見込みである。人材育成や司法研修の質向上のみならず、司法セクター内における監督機能の強化と司法行政の改善による裁判の透明性を高める支援でもあ

る。2004年に、下級裁判所の事務を最高裁判所が取り扱うようになってから、インドネシアでは司法改革が本格的に展開され、とりわけ司法分野における汚職などの問題について様々な対策が図られている。国民及び司法サービス利用者の司法府に対する信頼を改善しようとする試みと位置づけることも可能である。

(2)ERIA事務所での経済分野専門家との意見交換

特許庁からERIAに出向している山本信平氏のご協力を得て数人のエコノミストと意見交換ができた。共同体についての研究がこれから増々重要になることが共通に認識されている。しかし、当面ASEAN加盟国の国内法を中心に研究することはまだ重要であることと特定問題を絞り込む必要があることが指摘された。例えば、行政法分野の様々な許認可手続についての法改正や環境問題への取組みなどを研究対象として提言された。

(3)ASEAN本部への聞き取り調査

ASEAN事務局のモクタン事務次長と人権部（Human Rights Division）のスタッフと話すことができた。ASEAN事務局の組織改正や人権部及び法務部の近況について情報収集と意見交換を行った。共同体形成に重役を担うべきこれらの部局は現在のところ十分に強化されておらず、果たす役割がかなり限定されている。地域内の法務と人権問題に関する規範形成について加盟国は未だ最大限の主導権を守ろうとしていると推定できる。

ASEAN共同体形成により加盟国間の「協働」と「競争」がルールづくりの場で現れている。地域内におけるルールのハーモナイゼーションを推進すると同時に国内法改正・法整備を通じて加盟国は自らの確保できる利益を最大限にし、共同体の形成に対する関心度も国によって異なるかと考えられる。現在インドネシアが進めている司法改革についてはこの文脈に理解することも可能かと思う。また、地域統合への長いプロセスにおける主導権を譲れない形で国益を保つ傾向が著しい。しかし、主導権の行使は加盟国によっては差があり、相互に補完しながら共同体を構築していくことが可能かどうかについて注目する必要があるように思われる。

JETRO共催セミナー「ベトナム・カンボジアビジネス法セミナー」の開催



名古屋大学
法学研究科
特任講師
(ハノイ法学担当)
杉田 昌平

■ セミナーの趣旨

CALEでは、2016年8月10日、JETROと共催し「ベトナム・カンボジア ビジネス法セミナー」(以下「本セミナー」という。)を開催した。JETROと名古屋大学は、2015年6月に、外国企業誘致促進などの分野における名古屋大学の人材・知見の活用を含む5つの分野に関し、包括連携協定を締結している。そして、CALEは、7ヶ国8都市に拠点を設置し、中央アジア、東南アジア、及び、東アジア地域の法情報を収集しており、右法情報には日系企業などが有効に活用し得る情報が含まれているところ、かかる包括連携協定に基づく情報発信活動として本セミナーを実施する運びとなった。

■ セミナーの概要

本セミナーでは、コン・テイリ准教授の司会の下、開会挨拶並びにCALE及び日本法教育センターの事業についての説明を國分典子CALE副センター長が行い、その後、日本法教育研究センター(ベトナム)に派遣されている筆者、及び、同(カンボジア)に派遣されている宮田晶子特任講師が、それぞれ「ベトナムにおけるビジネス法概論」及び「カンボジア進出のために知っておくべき法務事情」というテーマで講演を行った。

いずれの講演でも、ベトナム及びカンボジアの大学に設置された日本法教育研究センターであるからこそ得られる情報(当該国の統治機構、統治機構が与える法体系への影響など)を提供できるよう意図した。また、筆者も宮田特任講師も、現地の日本法教育研究センターの運営に携わる者であって、労働法や行政法などに関してはまさに当事者として関わる者であるところ、できるだけ臨場感のある情報提供を行えるよう、

講演内容を検討した。

■ セミナーの様子

約50名という多数の方にご出席頂き、また、出席者のうち約半数の方が、既にベトナム又はカンボジアに進出されている、又は、具体的に進出を検討されており、ベトナム及びカンボジアへの日系企業の注目の高さを再認識する機会となった。

また、合計約90分間の講演の後15分間の質疑応答の時間を設けたが、多くの実務的な問題が提起され、ベトナム及びカンボジアで活動する日系企業が直面する法的問題が提起され、筆者にとっても学びが多い講演であった。

■ 結びに代えて

包括連携協定に基づく初のビジネス法のセミナーであり、商業的な活動の乏しい大学が産業界の期待にどのように応えるべきか模索をしながらの開催であったが、セミナー後のアンケート結果を見ると非常に多くの方から有益だったとのご意見を頂け、胸をなで下ろしている次第である。日本から海外に派遣され駐在する者として、今後も現地でのより良いネットワークの構築、質の高い情報発信を通じて社会に貢献できるよう努めていきたい。末尾になるが、JETRO名古屋貿易情報センターの皆様及び名古屋大学の関係者には、本セミナーを開催するにあたり大変お世話になった。改めてこの場を借りてお礼申し上げたい。



講演をする筆者



会場の様子

ソウル大学との学術交流協定締結とアジア法の将来

名古屋大学 法政国際教育協力研究
副センター長
國分 典子

本年4月21日、ソウル大学アジア太平洋法研究所から所長（当時）の申熙澤教授、全鐘杔教授、姜光文教授がCALEを訪れ、CALEとの間で学術交流協定を締結した。

ソウル大学のアジア・太平洋法研究所は、2012年に設立された韓国では初めてのアジア・太平洋法関係の専門的な研究所である。法学分野で欧米以外の領域の研究を強化する必要性については、韓国の研究者の間からしばしば聞かれる声ではある。しかし、中国法や日本法以外のアジア太平洋法分野の研究者は、韓国では一日本以上に一ほとんどいない。そのような中で、ソウル大学が同研究所を開設したのは画期的なことであった。韓国は、近年、法整備支援に力を入れ始めている。アジア太平洋法研究所は、今後、韓国におけるこの分野の研究拠点となるのみならず、実務的

な法整備支援にも活動を広げてゆくことを目指しているとのことであり、所長の話からもアジアの大学の中で法整備支援をリードする名古屋大学の活動に強い関心を持っていることが窺われた。

名古屋大学の法学部・法学研究科は、日中韓の学生の交換留学を行う「キャンパス・アジア」というプログラムを持っているが、今回訪問した3名のうちの一人、姜光文教授は同プログラムに参加している韓国側メンバーの一人でもある。同じくこのプログラムに参加している中国人民大学もアジア法研究に力を入れ始めていると聞く。東アジア地域の大学が様々な形で交流を深めつつアジアの法についての研究協力体制を強化することが、この地域の今後の法形成と発展に資するものとなることを願っている。



ソウル大学アジア太平洋法研究所との調印式

ベトナム最高人民検察院レ・フー・テー副院長講演会開催

名古屋大学 法政国際教育協力
研究センター 特任講師
牧野 絵美

CALEは、法務省法務総合研究所と共催で、本年7月12日、ベトナム最高人民検察院レ・フー・テー副院長の講演会「ベトナム改正刑事訴訟法下における検察の役割」を開催した。法務省法務総合研究所は、2000年よりベトナム最高人民検察院との間で「日越司法制度共同研究」を実施しており、今回、レ・フー・テー副院長を含む2名の検察官が、同研究に参加するために来日された。

2015年11月、ベトナムの改正刑事訴訟法が成立し、2016年7月1日に施行された。改正刑事訴訟法においては、訴訟機関の任務、権限を具体化し、捜査機関、検察院、裁判所の任務を明確化した。また、取り調べの可視化が義務化されるなど、供述の強制、虐待の防

止が期待されている。

今回の講演会には、共同研究のために来日した2名に加え、JICAベトナム法整備支援プロジェクト「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」本邦研修の研修員10名の参加もあり、約45名の参加者があった。フランス法の影響や、当事者主義・職権主義などの質問がなされ、活発な議論がなされた。

講演会終了後は、松尾清一・名古屋大学総長を表敬訪問し、また、茶室「白蓮庵」において、茶道も体験した。夕刻は、公益財団法人・アジア刑政財団（ACPF）名古屋支部のご協力により交流会を開催し、日越司法制度の比較に関する懇談を行った。



ベトナム最高人民検察院レ・フー・テー副院長講演会

ミャンマーにおける法整備支援の経験

福岡高等検察庁検事
(元 JICA ミャンマー長期専門家)
國井 弘樹

■はじめに

執筆者は、2016年5月から2年間にわたり、ミャンマーの首都ネピドーに派遣され、チーフアドバイザーとして、同国の法整備支援に従事した。長期専門家¹⁾として現地政府機関でミャンマー法曹の皆さまと働くことができたのは、何物にも代え難い貴重な経験であった。その拙い経験から学んだことをご紹介します。



執筆者による講義

■なぜ、ミャンマー？

日本政府は、ミャンマーが2011年3月に民主化を表明したことを受け、2012年4月の日緬首脳会談を契機に、中断していた支援²⁾を再開した。

同年8月には財務省がミャンマー中銀との間で証券



ネピドーの日本人専門家@法務長官府前にて

取引法令の策定等の協力に関する覚書を³⁾、翌年2月には特許庁がミャンマー科学技術省との間でミャンマー知財法等に関する支援を内容とする合意を⁴⁾、それぞれ締結し、同年8月にはJICAがミャンマー最高裁判所・法務長官府との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」について合意した⁵⁾。現在、同プロジェクトでは、ネピドーの法務長官府内にオフィスを構え、日本から長期派遣中の法曹実務家が中心となって、ミャンマー裁判官・検察官を対象に、①立法起草・法案審査支援、②裁判官・検察官の人材育成（研修）支援を実施している。

2012年4月以来、日本政府が矢継ぎ早にミャンマーへの法整備支援を実施してきたのは、同国が日本企業の投資先として無限の可能性を秘めていることから、電力等のインフラ整備と同時に、法制度の面からも投資環境を整備しようという政策判断に基づくものであり、この点が「法整備支援創成期」の支援対象国とは

- 1) 「ミャンマー法整備支援プロジェクト」初代長期専門家は、執筆者、小松健太氏（弁護士）、坂野一生氏（研究者）の合計3名。
- 2) ただし、日本は、軍政下のミャンマーから、2005年度651名、2006年度736名、2007年度849名、2008年度922名、2009年度1,012名、2010年度1,093名、2011年度1,118名の留学生を受け入れ（法律分野以外の留学生も含む。執筆者調べ）、本国で要職に就いている卒業生も存在。こうした地道な支援が、両国間の信頼関係の基礎になっており、改めて、名古屋大学をはじめとした大学関係者の皆さまに感謝申し上げたい。
- 3) 同支援で、2013年7月31日にミャンマー証券取引法が成立。同法の和訳は、商事法務2008号に掲載。ミャンマー資本市場育成支援のため、金融庁から、JICA長期専門家として、矢野翔平氏が派遣（2018年7月に任期を終え帰国）。
- 4) ミャンマー知的財産権法等の整備・知財庁の設立支援のため、特許庁から、JICA長期専門家として、審査官の上田真誠氏が派遣中。
- 5) 本稿執筆時点（2012年7月）で、日本から、前記の省庁に加え、国土交通省、総務省、厚生労働省からもミャンマー政府機関内にJICA長期専門家（ネピドー駐在）が派遣中。日本は、ミャンマーに対する支援を実施している国の中で、最も多くのアドバイザーをミャンマー政府機関に派遣中。



検察官研修における事例研究

事情を異にしている。

■ ミャンマー法整備支援で、日本に何ができるのか？

日本は、軍政時代から、ミャンマー裁判官や検察官を留学生として受け入れ、他ドナーに先駆けて、法整備支援を開始した上、現役の法曹実務家を長期専門家として現地に派遣した。日本は、ミャンマー法整備支援のパイオニアであり、現役の法曹実務家を現地に長期派遣している唯一のドナーである。

また、日本は、様々な分野のエキスパートを現地に長期派遣しており、日本人専門家相互による「横の連携」によって、日本以上に「縦割り」が進むミャンマー政府機関の相互調整・意思連絡を図るための潤滑油としての役割を果たすべく努力している⁶⁾。

一方で、他ドナーの中には、ミャンマーの歴史や習慣、現状等を十分に考慮しないようなドナーも存在し⁷⁾、我々は、そうした法案の問題点等を先方機関に示し、種々の問題が顕在化する前に対応するようにして

いた。

■ これからのミャンマー法整備支援への期待

テイン・セイン政権は、民主国家の実現を標榜して、様々な改革を進めてきたが、その政策を実行に移す政府職員は、軍政下での行政運営しか経験してきていないため、何事もトップダウンで行われ、現場レベルのニーズに対し、適切に対応することが困難な場面も少なくなかった。

しかし、今後、国民民主連盟（NLD）政権の下で、更なる民主化を推進していくためには、法整備の分野においても、ボトムアップの手法を取り入れるべきであり、そうしてこそ、将来のミャンマーを担う人材のキャパシティ向上に繋がるものと確信する。

その点、世界銀行が実施中の「コミュニティ主導型開発プロジェクト」⁸⁾が参考になる。同プロジェクトでは、各村で村民会議を実施し、そこで決まった方針に従って、村ごとに内容の異なる支援が実施されてお



裁判官研修でのグループディスカッション

6) 日本人専門家による「横の連携」の一例として、①知財法を所管する科学技術省（当時。現在は教育省に吸収。）の上田専門家とともに、「ミャンマー知財裁判制度整備」のためのワーキング・グループを最高裁に設立し、②法務長官府の若手検察官研修にミャンマー資本市場育成支援の矢野専門家を招いて、ミャンマー証券取引法に関する講義を実施するなどした。また、③「立法過程の透明化・迅速化」をテーマとした本邦研修に法務長官府職員・連邦議会事務局職員をともに招へいし、それを契機に、現地では、法務長官府のベテラン職員が、講師となり、議会事務局の若手職員を対象にした研修が実施されるようになるなど、機関の垣根を超えた人材育成への取組が現実を開始されている。

7) 一例を挙げると、某ドナーは起草作業を欧米ローファームに一任し、ミャンマー側機関と十分に連携しなかったため、某国の法律を引き写した法案が作られた。同法案では、検察官がその違反行為を起訴するものとされていたが、ミャンマーでは検察官ではなく裁判官に起訴権限があり、同法案は、そうした基本的な司法制度への理解すら欠くとして、法務長官府から、「ミャンマー司法制度に合致ように修正されたい」旨のコメントを付して、原省庁に差し戻された。

り、まさに住民参加型の支援態勢を構築している。

今後のミャンマー法整備支援においては、現場レベルのニーズをより確実に捉え、オーナーシップを「尊重」するだけでなく「醸成」していくことが必要だろうと感じている。

言うは易く行うは難し。検察の現場に戻った身ではあるが、法整備支援の「中毒」に罹った者の一人として、これからもミャンマー法整備に関わっていきたい。

そして、願わくば、これから法整備支援に携わりたいと希望する若い方々にも、ミャンマーに興味を持っていただけたらと思う。



確定記録から作成した模擬事件記録

- 8) プロジェクトの概要については、この動画を参考にされたい (<https://mail.google.com/mail/u/1/?tab=wm#inbox/1564223e44c8c3be?projector=1>)

名古屋大学・ヤンゴン大学「ミャンマー・日本法律研究センター」

名古屋大学は、2013年3月に民政移管する以前より、人材育成無償支援（JDS）事業により、市場経済化に必要な法整備のための人材育成を実施してきた。これまで最高裁判所、法務長官府等より20名を超えるミャンマー留学生を受け入れ、国際経済法、企業法、経済法、知的財産法分野の人材育成に貢献している。

日本企業もミャンマーを投資先として有望視しており、ミャンマーへの国内外の注目が集まる中、2013年6月、名古屋大学は、ヤンゴン大学と学術交流協定を締結し、同大学内に「ミャンマー・日本法律研究センター」を設立した。ヤンゴン大学は、1920年に設立された教育省傘下のミャンマーで最も古い国立大学であり、名古屋大学との学術交流協定は、ミャンマーおよび日本の総合大学間の初めての学術交流協定である。開所直前の2013年5月の安倍晋三首相ミャンマー公式訪問においては、濱口道成名古屋大学総長（当時）が、日緬官民会合に出席し、テイン・セイン大統領（当時）より、同センター開所に期待の意を表され、法の支配の重要性についても協調された。



ミャンマー・日本法律研究センター

同センターは、日本法・ミャンマー法情報の発信拠点として活動しており、ヤンゴン大学学生・教員に対するセミナー・集中講義の実施、日本では入手困難なミャンマー法情報を収集・研究している。2016年9月、文部科学省・大学の世界展開力強化事業に採択され、今後、ヤンゴン大学との学生交流を実施予定である。

Future of Competition Law in ASEAN



タイ・チュラロンコン
大学法学部
教授

サクダ・タニトクル
(Sakda Thanitcul)

One of the most important pillars of the ASEAN Community is the ASEAN Economic Community (AEC) that all ASEAN leaders agreed to establish in order to transform ASEAN to “...higher levels of economic dynamism, sustained prosperity, inclusive growth and integrated development of ASEAN.” Therefore, all ASEAN leaders agreed to adopt “...the AEC Blueprint which each ASEAN Member States (AMSs) shall abide by and implement the AEC by 2015. The AEC Blueprint will transform ASEAN into a single market and production base, a highly competitive economic region, a region of equitable economic development, and a region fully integrated into a global economy...” To achieve the goal of AEC Blueprint in turning ASEAN into a highly competitive economic region, ASEAN needs some tools to facilitate the AEC’s goals. The ASEAN Regional Guidelines on Competition Policy (Guidelines) was one of the action tasks in the AEC Blueprint to help achieving this goal. The Guidelines was completed by the ASEAN Experts Group on Competition (AEGC) in 2010 with the assistance from InWEnt-Capacity Building International, Germany in order to be a common living reference for all AMSs in introducing, implementing and developing their competition policies conforming to the context of ASEAN economic integration. The goals of the Guidelines are to enhance the development of competition policies of all AMSs in order to create the fair competition environment and stimulate the highly competitive economic region within ASEAN. The Guidelines sets the common standard for ASEAN members to achieve in the scope of competition policy and competition law, roles and responsibilities of

competition agencies, enforcement powers, due process, capacity building, advocacy and international cooperation. It also facilitates another action task in endeavoring to introduce competition law in all AMSs by 2015.

There is a close connection between the role of the Guidelines and the AEC’s goal on becoming a highly competitive economic region in the way that the Guidelines facilitating the achievement of turning ASEAN into highly competitive economic region. The Guidelines elaborates the definition of the competition policy and its benefits. A significant benefit of the competition policy is introducing a “level playing field” for all market players. The level playing field allows market players to play fairly under the same rules. It also foster competition.

Competition law is one of the elements of the definition of competition policy. Competition law is regarded as “the rule of the game” that monitors and encourages all market players to compete fairly. In other words, competition law creates the level playing field and protects competition process. A market that has level playing field and good competition process will be more competitive than monopolistic or oligopolistic market. Level playing field and competition process which are the benefits of having competition policy and competition law are desirable environmental factors in stimulating ASEAN into highly competitive economic region.

The Guidelines also benefits the process of ASEAN economic integration. By implementing and adhering to the framework of the Guidelines, AMSs will have a tool to cope with trade and investment barriers resulting from private anti-competitive behavior. Merely, the adoption of government measures in reducing trade and investment barriers cannot successfully achieve single market and production base and highly competitive economic regions. It is also necessary to reduce trade and investment barriers occurring from private sectors. The goals of AEC Blueprint cannot be fully achieved unless the public and private barriers to trade and investment in ASEAN are

: The Role of The ASEAN Regional Guidelines on Competition Policy

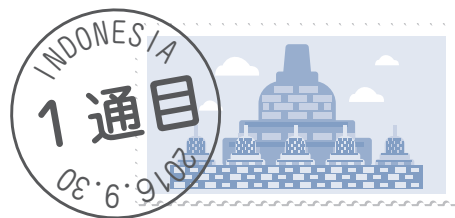
eliminated at the same time. In other words, it is necessary to eliminate trade and investment barriers caused by both, the government and private sectors, in order to fully achieve the goals of AEC. Otherwise, the reduction of government barriers will not fully succeed if it is replaced by private barriers. Examples of anti-competitive behaviors that could impede the competitive market in ASEAN and hinder process of economic integration are including cartels and bid-riggings, abuse of dominant positions, anti-competitive mergers and acquisitions and unfair methods of competition. This is the very reason why the Guidelines recommend all AMSs to prohibit these anti-competitive conducts. If all ASEAN countries can adhere to the recommended prohibitions under the Guidelines, anti-competitive conducts will be detected and penalized. This will result in business firms in one ASEAN country will have more opportunities to compete in other ASEAN countries, which are the goals of ASEAN in being a single market and economic integration. Then competition process will be fostered and stimulating the creation of highly competitive economic region.

However, in reality, there are challenges that obstruct the successful implementation of the Guidelines. The challenges can be divided into five main groups : challenges found in the competition policy, competition law, enforcement, non-aware of competition culture and challenges relating to international cooperation. Among these challenges, enforcement is the most serious one. Generally speaking, ineffective enforcement is quite a common problem for new and immature enforcement agencies around the word, including enforcement agencies in ASEAN. For example, after more than a decade of enacting the Competition Act in Thailand, there is no single case decided by the Thai court yet. This ineffective enforcement are caused by a number of factors : the lack of independence of the competition committee, the lack of political will to support the enforcement and inadequate talented human resources and limited budget. With

regards to challenge relating to competition policy, there is conflict between competition policy and other national policy in Indonesia, Thailand, Singapore and Vietnam. Concretely, these countries have policies prioritizing state-owned enterprises (SOEs) or government-linked companies. Inappropriate substance of competition laws and delay in adoption of implementation regulation (secondary legislation) are the challenges relating to competition law. The challenge with regards to international cooperation is also important since cross-border international or regional cartel and cross-border mergers cannot be avoided when AEC become more integrated among AMSs themselves and with world economy. Thus, the effective investigation of anti-competitive conducts, the exchange of information and the technical assistance are required at both regional and global level in order to successfully prosecute serious anti-competitive conducts that adversely affect competition and market. All aforementioned can be possible through international cooperation with other countries in the area of competition law enforcement.

Recognizing the above-mentioned challenges, the AEGC has adopted the ASEAN Competition Action Plan (ACAP) 2016-2025 in order to overcome those challenges. The key strategic measures included in the ACAP are (1) putting in place competition laws for all AMSs that do not have them and effectively implement national competition laws in all AMS based on the Guidelines; (2) establishing comprehensive technical assistance and capacity building for effective enforcement of national competition laws; (3) establishing platforms for regular exchange and engagement; (4) establishing competition enforcement cooperation agreements to effectively deal with cross-border commercial transaction and (5) developing a regional strategy on convergence for the greater harmonization of competition policy and law in ASEAN. The future of competition laws in ASEAN will largely depend on how effectively the aforementioned strategic measures are going to be carried out.

New インドネシア便り



「カリマンタンの呪術師」

■ 呪術師ドゥクン

インドネシアには呪術を生業としている「ドゥクン(dukun)」と呼ばれる人々がいる。日本語にすると「呪術師」「呪医」「祈祷師」と言ったところだろうか。彼らは依頼人の悩みを聞き、神秘的な力や秘伝の術を用いて、依頼人の悩みに応える。占いや雨乞い、さらには病気やケガの治療から助産まで、ドゥクンは様々な分野をカバーしており、時には、依頼人から指示された相手に呪いをかけ、あるいは他の呪術師によってかけられた依頼者の呪いを解くこともあるという¹⁾。人々はこうしたドゥクンの力をあてにして、ドゥクンのもとを訪れる。このようなドゥクンの存在は、イスラムが入ってくる以前の土着信仰に基づいており、インドネシアではドゥクンにまつわるエピソードに事欠かない。

◆ ◆

例えば、選挙が始まると、各候補お抱えのドゥクンが暗躍しているという噂話が、あちらこちらで囁かれる。選挙期間中、ドゥクンは対立候補に呪いをかけ、ライバルの妨害工作に出るそうだ。一方、呪いをかけられた候補者もさらにべつのドゥクンに依頼して、呪いを防御し、反撃に出るという(こうなるともう、選挙はドゥクンの呪術合戦の様相を呈している)。あるいは、選挙戦を優位に進められるよう、ドゥクンは率先して候補者と有効な選挙戦略を立てることもあるという(こうなるともう、立派な選挙プランナーである)。また、選挙当日には投票所近くに潜み、呪術で有権者の投票行動に影響を与えることもできると信じられている(こうなるともう、何でもありである)。

こうした政治面でのドゥクンの暗躍は、まず表に出てくることはないのだが、現役の国会議員や会社経営者にも、お抱えのドゥクンがいると噂されている。真偽のほどは定かでないが、二代大統領スハルトの背後に強力なドゥクンがいたというのも有名な話だ。このようにインドネシア

では、庶民から政治家まで多くの人に、今もドゥクンは頼りにされる存在であり、また、畏れの対象にもなっている²⁾。

■ 伝統的秘術の学術的意義

ところで、こうしたドゥクンの秘術、なかんずく病気治療の際に用いる薬草など、伝統的医薬に関する知識について、インドネシア政府が現在、関心を寄せている。なぜか。その背景には医薬の開発がある。新薬の候補物質を発見するのは、従来の化学的合成法では限界があり、また研究開発費も莫大なものになる。インドネシアは世界でも屈指の生物多様性を誇り、ドゥクンのように伝統的な薬草治療を実践する治療者もいる。そこで、彼らが周囲の森から採取した植物や、伝統的療法を用いた知識を活用しようというのだ。彼らが用いる素材には、眉唾モノもあるだろうが、画期的な新薬の候補物質が見出される可能性もある³⁾。我々が行った事前調査では、インドネシア保健省の主導で、国内のドゥクンと、その伝統医薬のデータ収集を行う計画があり、そこで集めたサンプルを基に伝統的医薬や薬草の成分が科学的に分析されるのだという。

◆ ◆

呪術師云々というと、怪訝な顔をされる方がほとんどであろう。だが、ドゥクンをはじめ、インドネシアの伝統的共同体の中で伝承され育まれてきた知識や文化の管理・保護問題は、資源政策や文化政策ともリンクしており、インドネシアが国家的プロジェクトとして取り組んでいる重要案件の一つである。また、こうした伝統的共同体が代々管理してきた知識と、薬草など遺伝資源との関係は、生物多様性条約や名古屋議定書などの国際条約でも規定されており、その保護のあり方をめぐっては、国際的な議論にもなっている。国内法整備という面から見れば、伝承知識や技術が、村落共同体の中で、どのような形態で継承され管理されてきたのか、あるいは、それらに対

1) 一般的には、ドゥクンそれぞれに得意とする専門領域があるとされる。

2) 「呪術」と称して、出鱈目な治療法で問題となるケースが話題になることもある。

3) 重要なのは、薬草などに含まれる有効成分の化学構造である。これらを元に新薬の開発に取り組み、成功すれば数千億円から数兆円規模の市場参入に繋がるケースもある。こうした例として、中国料理で使われる香辛料の八角から抽出した成分に化学変化を加えて生成されたインフルエンザ治療薬のタミフルがある。



名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師
(インドネシア法学担当)
新地 真之

し、どのような権利意識が育まれてきたのかを探り、その成果を考察することで、インドネシアが現在策定中の伝承知識の保護法案を検討するという意味合いもある。

以上のような理由で、弊センターは、薬草と伝統的共同体における民間伝承の保護問題を、ガジャマダ大学との共同研究テーマとして選択した。また調査地としては、インドネシアの中でも特に広大な熱帯雨林を誇り、薬草となる植物種の多い東カリマンタンを選んだ。カリマンタンは強い力を持つドゥクンが多く住んでいると言われる「ドゥクンの本場」でもある。こうして、3月、著名なドゥクンに会うために現地へと赴いた。

■ 呪術師のいる村へ

ドゥクンがいる村へは、ジョグジャからは2日かかる。まずバリクパパンまで空路で移動し、次に州都サマリダ、さらにバンゲン市まで陸路で移動。その後、約3時間半、小型ボートに揺られ、ジャングルの小川を上流へと向かった。



鬱蒼としたジャングルの樹木を掻き分けながら、ボートで進んだ。

道中、同行したガイドから、ドゥクンについて、本人や知人が実際に体験したという話をいくつか聞いた。ドゥクンから貰った塗り薬を骨折した足首につけたところ、一晩で歩けるようになった話など、にわかには信じがたい話もあったが、ガイドの口振りは真剣だった。また現地の人



ドゥクンが住んでいる村

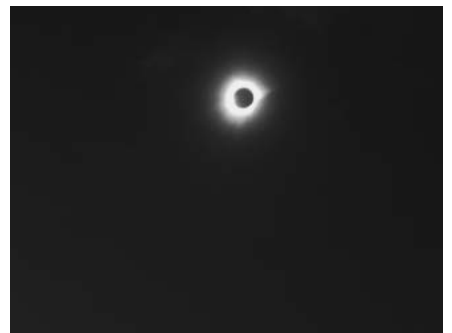
は他人からの呪いを怖れて、初対面の相手には敢えて本名を教えなかったり、洗面所やベッドの髪の毛1本にも注意を払ったりするという。名前や髪の毛が呪いの際、重要な役割を果たすからだ。同様の理由で写真を撮られることにも神経質になるらしい。彼らがいかにドゥクンを畏れ、またどれだけドゥクンが身近な存在なのかよく分かる。

■ 呪術師と会う

ジャングルを越え、ドゥクンが住む村に入り、ドゥクンの家に案内された。薄暗い部屋に年配の男性が座っており、その周囲を弟子たちが囲んでいた。小柄ではあったが、眼光がたいへん鋭かった。ドゥクンは現地語しか解せないため、ガイドを通し、インドネシア語でインタビューを進めた。話を聞くと、ドゥクンの伝統的医薬に関する知識は多岐にわたり、薬草などの植物だけではなく、動物や昆虫を用いるもの、あるいは種々の毒の作り方など、様々な伝統的医薬の知識を持っていることがわかった。

一通りインタビューを済ませてから、ドゥクンや弟子たちと世間話になった。一人前のドゥクンになるには、師匠の下で数年から数十年もの修行が必要らしい。弟子の一人はもう20年以上も修行をしているそうだ。また、彼らによると、恋愛、色恋沙汰の悩みも一発で解決できるという。秘伝の聖油を用いて、とある儀式を行えば、意中の異性が当人に夢中になるらしい。成功率はおよそ75%だそうだ。どのように統計を取ったのかは知らないが、4人に3人が成功をおさめていることになる。かなりの成功率ではないか…。

帰り際、「恨みを抱いている相手がいるなら相談にのってもよい」と言われた。何人が顔が思い浮かんだものの(笑)、人を呪わば穴二つ、丁重にお断りして村を後にした。



バリクパパンでは皆既日食にも遭遇した。

センター長便り

国連の委員の仕事からみた「アジア」

名古屋大学 法政国際協力研究 センター長
小畑 郁

私がセンター長を引き受ける前、2013年10月から3年の任期で国連人権理事会の諮問委員会の委員を務めてきました。諮問委員会というのは、人権理事会から付託された人権に関するトピックについて研究をまとめ報告書を提出する機関です。委員として私は、毎年2月と8月に各一週間、会議に参加するためにスイスのジュネーヴに出張しました。会議の間にも、宿題をこなすことも強く期待されています。

この委員会は18名の専門家で構成され、国連加盟国が候補者を推薦するのですが、政府からは独立して行動することが求められています。委員の活動に報酬はできませんが、会議に出席するための旅費や滞在費は、国連から支払われます。

今日国連では、発展（development、開発とも訳されます）、平和と安全保障とならんで人権が、その活動の3本の柱のうちのひとつとされていますが、人権条約（普遍的なものは、国連が多く採択してきました）の実施は別として、政府代表により構成される会議体を中心になって意思決定を行う仕組みとなっており、人権分野でもそれは変わりません。人権理事会は、総会とともに、人権分野での国連の中心機関ですが、総会における選挙により、47の国連加盟国の代表で構成されます。人権理事会の理事国の選挙では、人権への貢献や関連する自発的誓約を考慮に入れることとなっていますが、実際には、地域的な衡平が重視され、アフリカグループ・アジアグループから各13か国、東欧諸国グループ6か国、ラテンアメリカグループ8か国、西欧その他グループから7か国、と議席配分も決まっています。このように議席割り当てがなされていますので、できるだけ割り当て議席数ぴったりの候補国が出るよう、事前にグループ内で調整がなされるわけです。

政府から独立した専門家で構成される、私たちの諮問委員会でも状況はそれほどかわるわけではありません。アフリカ・アジアから各5名、東欧から2名、ラテンアメリカ・西欧その他から各3名という割り当てがあり、やはり各グループ（に属する諸政府）内で調整がなされるのが一般的です。私が2013年に「当選」したときも、実際には、人権理事会の会議でまずアジアへの割当数と候補者の数が確認され、前者と後者が同数であることが確認されて（これをスレート成立といいます）、「当選」が宣言されたわけです。つまり、地域内のいわば緩い「自

治」が認められているのです。

私についていえば、諮問委員会の委員としての活動について、日本政府からは自由にさせてもらっています。しかし、上に見たように、私が委員となることについては、日本政府の努力なしにはありえません。アジア出身の他の委員については、もっと自国政府に依存している人もたくさんいますし、アジアグループの中では、諮問委員会委員の独立性など、意にも介さない政府代表がたくさんいます。諮問委員会で選ばれる役員の選挙について、ある委員の出身国の政府代表部から日本の政府代表部にその委員を支持してくれ、という電話がかかってきたそうです。他の地域出身委員については、このようなことは余り聞きません。

このように、アジア諸国が共通に受け入れている国際人権にかかわる観念は、普遍的に受け入れられていると「される」観念とは、多くの場合ズレています。これは人権基準についてもそうです。わかりやすい例でいえば、もっとも基本的な一般的人権条約である国際人権（自由権）規約に入っていないアジアの国を数え上げると、中国、マレーシア、シンガポール、ミャンマー、サウジアラビア、カタール、オマーン、アラブ首長国連邦と、たくさん出てきます。他の地域では、キューバが目立つぐらいです。やはりアジアは、かなり「特殊な」地域で、また国連で活動する限り、この地域のまとまりを意識せざるをえないのです。

結局、私としては、遠くジュネーヴで活動していても、アジア出身であることを強く意識せざるをえません。他のアジア出身委員の役員就任を阻止すれば、その委員の立場が政府との関係で危くなるのではないかと、いうことを気にします。諮問委員会内の雰囲気を維持するためにも、まずアジア出身委員の中での深い分裂は避けたいと考えます。こうした「わだかまり」をも大事にしながら仕事をしたいと考えています。



国連人権理事会の諮問委員会

6月18日(土)	若手人材育成のための連携企画「法整備支援へのいざない」 於：法務省法務総合研究所 国際会議室	【参加者】140名
8月22日(月)～ 23日(火)	サマースクール「アジアの法と社会2016」 (連携企画「アジアのための国際協力in法分野2016」) 於：名古屋大学・アジア法交流館 2階アジアコミュニティーフォーラム	【参加者】1日目：55名 2日目：48名
8月17日(水)～ 28日(月)	2016年度日本教育研究センター 夏季セミナー 於：名古屋大学・アジア法交流館、大学院法学研究科、笠松刑務所、十六銀行、名古屋地方裁判所、防衛省、総務省、国会議事堂、国会図書館、AMI法律事務所	【参加者】24名 日本法教育研究センター (ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム・ハノイ、カンボジア、ベトナム・ホーチミン)

2016年度 名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議を開催します

日にち：12月18日(日) (予定)

場 所：アジア法交流館2F アジアコミュニティーフォーラム

瀬戸特任准教授が、ジェトロ・アジア経済研究所 第37回「発展途上国研究奨励賞」を受賞しました

瀬戸裕之特任准教授(アジアサテライトキャンパス学院・大学院法学研究科(当時))の著書『現代ラオスの中央地方関係—県知事制を通じたラオス人民革命党の地方支配』(京都大学学術出版会、2015年)が、ジェトロ・アジア経済研究所第37回「発展途上国研究奨励賞」を受賞しました。



CALE外国人研究員紹介



サクダ・タニトクル (Sakda Thanitcul)

タイ・チュラロンコン大学法学部 教授

受入期間：2016年5月24日～2016年6月22日(1ヵ月)

研究課題：タイと日本における外国投資に対する保護—

『投資家と国家との間の紛争解決 (ISDS)』についてタイの経験を中心に

2016年度 CALE院生研究協力員紹介

布留谷 望	法科大学院	3年
服部 香歩	法科大学院	3年
松本 尋規	法科大学院	2年
佐藤 朋美	法科大学院	2年
伏屋 太一郎	法科大学院	3年
坂本 あずさ	法科大学院	1年

【採用】

特任講師	渡辺 真由子	(2016年4月1日付)
特任講師	瓦井 由紀	(2016年4月1日付)
事務補佐員	的場 かおり	(2016年4月1日付)

CALE人事

【退職】

特任講師	茅本 百合子	(2016年4月30日付)
事務補佐員	大田 真友美	(2016年5月31日付)
研究員	曾根 加奈子	(2016年6月30日付)
特任講師	森脇 三智子	(2016年8月31日付)
特任准教授	瀬戸 裕之	(2016年8月31日付)

【配置換え】

大学院法学研究科からCALEへ		
國分典子	教授	(2016年4月1日付)
伊藤弘子	特任准教授	(2016年4月1日付)
アジアサテライトキャンパス学院から法学研究科へ		
特任講師	ママタン	(2016年7月1日付)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「ホアンキエム湖」(ベトナム・ハノイ)

【ウ・ティエン・ズン撮影(日本法教育研究センター・ベトナム学生)】

ベトナム・ハノイ市の中心地付近に所在する湖です。ホアンキエム湖には亀に纏わる伝説があります。ベトナムが明の支配を受けていた15世紀に、黎(レ)朝の初代皇帝であるレ・ロイが宝剣を使い、明を駆逐した後、ホアンキエム湖の周辺を歩いていると、大亀から宝剣を持ち主である竜王に返すように言われ、レ・ロイは宝剣を返還しました。そのため、この湖はHoan(還) Kiem(剣)湖と呼ばれるようになりました。

